

成年後見制度必要性の判断と相談窓口（延岡市）

高

種類

対象と内容

□必要性の判断（具体例）

相談窓口

任意後見制度



判断能力が低下する
前に自分が契約で後見人を選ぶ
(将来、判断能力が低下した時に備えておく制度)

移行型
将来型

【移行型】
委任契約と任意後見契約を同時に結び、本人の判断能力低下後に任後見に移行する。

【将来型】
委任契約は結ばずに判断能力低下後に任意後見スタート！



即効型

【即効型】
すでに判断能力が低下し始めており
任意後見契約後すぐに任意後見スタート！

法定後見制度



判断能力が低下した後で家庭裁判所が後見人を選ぶ

補助

【判断能力に少し衰えがある】

補助人に一部の契約・手続等の同意権・取消権や代理権が与えられる



保佐

【判断能力にかなり衰えがある】

保佐人に財産上の重要な契約等の同意権・取消権や代理権が与えられる



後見

【判断能力が非常に減退している】

後見人に全ての契約等の代理権・取消権（日用品の購入などは含まれない）が与えられる

【判断能力】

□認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が低下している。

【財産管理】

- 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。
- 収支の管理が一人ではできず、金銭管理に問題がある。
- 不要で高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。
- 不動産の管理、処分や定期預金の解約手続きなどが必要。
- 借金の整理が必要だったり、他人の保証人になってしまふ。
- 生命保険などの請求・解約等手続き、税金の申告が必要。
- 遺産相続の手続きが必要。

【身上保護】

- 医療・福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。
- 医療・福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。
- 住居の賃貸借契約の手続きが必要。
- 医療機関への治療・入院等の内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。

【その他】

- 本人を支援してくれる親族がいない、又は親族の協力が期待できない。
- 虐待や搾取、権利侵害の恐れがある。
- 本人の財産（日常生活費も含める）を親族又は第三者が管理している。または、管理に問題がある。

【延岡公証役場】

□TEL (0982) 21-1339

□対象

本人に契約を締結するという意思があり、その契約を締結するだけの意思（判断）能力が必要です。

□内容

遺言、相続や任意後見契約等、公正証書作成の無料相談をお受けしています。

【延岡市社会福祉協議会】

□あんサポ TEL (0982) 32-6555

□対象

- 1) 認知症、知的障がい、精神障がいなどで日常生活の判断に不安のある方
- 2) あんしんサポートとの契約内容について理解できる能力がある方。

□支援内容

福祉サービス利用の手続き、日常的なお金の出し入れ、大切な書類の預かりなどのお手伝いをする。

【高齢者の窓口】

□地域包括支援センター

（各担当地区の窓口へ）

□健康長寿課 TEL (0982) 20-7203

【障がい者の窓口】

□基幹相談支援センター

（各担当地区の窓口へ）

□障がい福祉課 TEL (0982) 22-7059

□対象

すでに判断能力が十分でない方（認知症・知的障がい・精神障がい等）

□支援内容

判断能力の不十分な方々を保護し、支援する。

低